

平成27年度 滋賀県防災会議 議事概要

開催日時	平成28年3月28日（月） 13：30～15：10
開催場所	大津市京町四丁目1番1号 滋賀県危機管理センター3階 オペレーションルーム
議 題	（1）滋賀県地域防災計画の修正について
報告事項	（1）平成28年度滋賀県危機管理センター研修・交流プログラムについて （2）平成28年度滋賀県総合防災訓練について
資 料	資料1 滋賀県地域防災計画修正案の概要 資料2-1 滋賀県地域防災計画（風水害等対策編）修正要旨 資料2-2 滋賀県地域防災計画（風水害等対策編）修正案 資料3-1 滋賀県地域防災計画（震災対策編）修正要旨 資料3-2 滋賀県地域防災計画（震災対策編）修正案 資料4-1 滋賀県地域防災計画（事故災害対策編）修正要旨 資料4-2 滋賀県地域防災計画（事故災害対策編）修正案 資料5-1 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）修正要旨 資料5-2 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）修正案 資料6 報告事項資料 資料7 基調講演資料
概 要	以下のとおり

1 会長挨拶

三日月 大造 滋賀県知事

皆さんこんにちは。滋賀県防災会議会長を務めさせていただいております滋賀県知事の三日月大造でございます。

本日は、年度末のお忙しいところ滋賀県防災会議にご出席をいただきましてありがとうございます。また、常日頃滋賀県の各地の、さまざまな分野での防災のお取り組みにご協力、ご参画を賜りまして誠にありがとうございます。

この危機管理センターは、おかげさまで1月15日に開所、開設をさせていただきました。私ども滋賀県にとりましては、阪神・淡路大震災以来の一つの使命、課題でございまして、この開所、開設にあたりましてご協力賜りました皆さま方に厚く御礼を申し上げます。

この建物は、建てることだけが目的ではなくて、危機発災時にはしっかりと、関係者一堂に参会し、機能を発揮すること、ならびに、常時に関係者の皆さま方にご参集いただきご活用いただいて、地域防災力を高める拠点として活用してまいりたいと考えております。まさに魂をしっかりと入れていくことが課題だと認識しておりますので、どうぞご参集の皆さま方に、また引き続きのご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日の防災会議は、滋賀県地域防災計画の修正案についてご審議いただくこととなっております。詳細につきましては、後ほど事務局から説明をさせていただきますが、主なものといたしましては、国の防災基本計画の修正に伴いますもの、また原子力災害対策指針改正に伴いますもの、ならびに

危機管理センター運用開始に伴いまして必要な修正を行うものでございます。

また、東日本大震災から5年を経過いたしましたこの機会に、当防災会議の委員をお務めいただいております京都大学防災研究所の牧先生から、後ほど、「事前復興のすすめ 東日本大震災の5年の教訓を踏まえて」と題してご講演をいただくこととなっております。

自然災害は、いつ、どこで起こるか分からないということですが、必ず起こると考えなければなりませんし、避けられない災害ということであるならば、正しく知って備えていこうということを考えております。

関係者一丸となって滋賀県の防災力向上のために共に頑張ることをお誓い申し上げ、本防災会議が有意義なものになりますことをご祈念申し上げまして、簡単でございますが冒頭のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

2 事務局報告

- ・出席者数が滋賀県防災会議条例の規定による定員数を満たしており、会議の成立を報告。
- ・滋賀県防災会議条例の規定により知事に議長を依頼。

3 議事

議長 三日月知事

それでは災害対策基本法および滋賀県防災会議条例の定めに従いまして会議の進行を務めさせていただきます。ご協力のほど、何とぞよろしく願いいたします。

本日の議題は、滋賀県地域防災計画の修正について、でございます。

事務局から説明を求めます。

事務局

まず、地域防災計画の修正案の概要のうち、風水災害等対策編、震災対策編、事故災害対策編についてご説明をさせていただきます。

この3点につきましては、国の防災基本計画の修正や危機管理センターの運用開始等を反映した修正を行ってございます。

それでは資料1をご覧くださいと思います。

主な修正点の1点目でございます。国の防災基本計画修正の反映について、でございます。防災基本計画につきましては、平成26年8月豪雨による広島の土砂災害をはじめとした最近の災害の教訓や、全国的に想定を上回る浸水被害が多発していることを背景に、防災対策を強化する目的で、平成27年7月と平成28年2月に見直しがされておりまして、県の地域防災計画についてもこの内容を反映させたものとしていただいております。

まず1点目の土砂災害警戒情報の活用ということで、市町が行う避難勧告等の発令のタイミングや発令対象地域の判断情報といたしまして、土砂災害降雨危険度メッシュ情報を活用することを追記いたします。

この危険度メッシュ情報は、これまでから滋賀県土木防災情報システムS I S P A Dにおきまして既に提供しておりますリアルタイムの情報ではございますけれども、土壌雨量指数や降雨の状況、

予測に基づきまして、土砂災害が発生する危険度を5km四方区画のメッシュに分けまして5段階の階級表示をした分布図のことでございます。国におきましても、この情報が土砂災害警戒情報を補足する重要な情報ということで強調されているところでございます。

今、スクリーンに映っておりますこのメッシュ情報は、市町の避難勧告等の発令にあたりまして、判断情報となるだけではなく、県民の自主避難の一助となるものであることから、今回強調する意味を含めまして、地域防災計画に追記したところでございます。

今、スクリーンで見ていただいております図の左側が、土砂災害警戒情報になります。この図では赤色の部分、大津市と高島市に土砂災害警戒情報が発表されている状態でございます。また、スクリーンの右側の図が先ほど申し上げました5kmメッシュ情報になりまして、5km四方のマス目ごとに色分けされているところでございます。

拡大したこの図では、大津市の葛川地区から大津市・高島市の境界辺りが濃い紫色のレベル4となっており「土砂災害発生の恐れ大」ということを表しているものでございます。

お手元の資料2-1をご覧くださいと思います。この修正要旨の2ページをご覧くださいませでしょうか。2ページ中段のところの「第4 総合土砂災害対策」の二つ目と、それからもう一つ、資料2-2の地域防災計画修正案の風水害等対策編の26ページ。ここにこの改正点のことにつきまして書かせていただいております。

資料2-2の25ページの3の2、事業計画の「(1) 総合的な水害・土砂災害情報システムの整備」の2行目のところでございますが、「市町、県民向けに、土砂災害警戒情報やこれを補足する危険度メッシュ情報、雨量情報等の土砂災害に対する警戒避難のための情報を提供する」と修正しているところでございます。

資料2-1は、2ページ中段のところ、第4のところでございます。こういうかたちで修正をさせていただいております。

もう1カ所。資料2-1の4ページ中段、「第2節 情報計画」の「第2 気象予警報伝達計画」の三つ目のところにも、同様に「危険度メッシュ情報」というのを入れさせていただくようなことでございます。

資料2-2の方にも該当箇所がございますけれども、時間の関係で説明のほうは省略させていただきます。

続きまして、次に、また資料1に戻っていただきたいのですが、二つ目が、水防法の改正に伴う修正について、でございます。近年、洪水の他、内水、高潮により、現在の想定を超える浸水被害が多発していることを受けまして、昨年5月に水防法が改正されたところでございます。

その趣旨は、想定し得る最大規模の洪水に対する避難態勢等の充実・強化を図るため、これまでの河川整備の計画となる降雨、100年に1回程度起こり得る雨の想定から、想定し得る最大規模の降雨、いわゆる1000年に1回程度起こり得る雨を想定し、浸水深等を公表することとされたところでございます。このことを受けまして、地域防災計画につきまして、その旨、追記修正を行ったところでございます。

また資料2-1、修正要旨の2ページをご覧くださいと思います。上から4、5行目と、それから先ほどの資料2-2の地域防災計画の風水害対策編の19ページをご覧くださいと思います。

この19ページ、「第2 水害防止対策」の「3 事業計画」の8行目に、これまで、「当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨」としておりましたものを、「想定し得る最大規模の降雨」

と修正しているところがございます。以上、2点でございます。

次に、資料1にもう一度お戻りください。

2点目の主な修正項目につきましては、去る1月15日に危機管理センターの運用が開始されたことに伴う修正でございます。

まず一つ目の「危機事案発生時の対応拠点の変更」につきましては、以前は県庁本館におきまして災害対応を行ってございましたけれども、災害対策本部室や私どもの事務室が危機管理センターに移転したことに伴いまして、地域防災計画における執務室等の表記を一斉に変更したものでございます。修正箇所につきましては、何カ所もございますので、説明については省略させていただきます。

それからもう一点、「研修・交流等の充実」の箇所でございますが、このあと報告事項のところで詳しく説明をいたしますけれども、危機管理センターの研修・交流プログラムの内容を簡潔に整理、取りまとめまして、地域防災計画に反映したものでございます。

なお、従前から記載にありました教育や啓発等の事項につきましては、研修・交流プログラムに包括されている部分の記述内容を見直し、併せて修正しております。

それと、資料3-1の震災対策編の修正要旨の2ページの下から三つ目「24節 地震防災上の必要な教育および広報に関する計画」の箇所、それから資料3-2、地域防災計画の震災対策編の116ページをご覧いただきたいと思います。

資料3-2の116ページのところの「(5) 危機管理センターにおける研修・交流等の充実」という項目を新たに設けまして、研修機能、交流機能、展示機能、推進体制につきまして取りまとめて記載をしているところがございます。

また資料1にお戻りいただきたいと思います。

3点目の「県の取組の反映」といたしまして、「広域火葬体制の整備」について、でございます。従来から遺体の火葬につきましては、県本部は、市町本部から応援要請等があったときには火葬計画の調整を行うこととしておりましたが、国において、過去の災害を踏まえ、平成26年度に大規模災害時における遺体の埋火葬等の実施のため、基本的指針を反映した改正とするように要請がありました。これを踏まえまして、県におきましても、市町本部からの応援要請の際に、火葬計画の調整がさらに円滑にでき、実効性のあるものとなるよう、広域火葬要綱および広域火葬事務処理要領を定めたところがございます。

それでは資料2-1をご覧いただきたいと思います。資料2-1の修正要旨の4ページの一番下をご覧いただきたいと思います。それと併せて、同じく資料2-2地域防災計画修正案の風水害対策編の110ページをご覧いただきたいと思います。上から5行目のところでございますが、「県本部は、滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱、滋賀県広域火葬事務処理要領に基づき」と、この要綱、要領を定めこれで運用をしていただくということで記載をしているところがございます。

同じく震災対策編のところにも同様の内容がございますけれども、時間の関係で省略をさせていただきます。

再度、資料1にお戻りいただきたいと思います。

「県の取組の反映」の二つ目。「新たに締結した災害時応援協定等の追加」につきましては、この1年間に県が締結いたしました12の災害時応援協定につきまして地域防災計画に反映させていただいたもので、資料1の裏、2ページの方に12の協定の概要を一覧として記載をさせていただいております。このなかには、滋賀県単独で締結したものや、関西広域連合広域防災の取り組みの一

環といたしまして締結したものがございますけれども、締結の相手方や協定の概要についてはご覧いただいたとおりでございます、説明のほうは省略をさせていただきます。

資料1に戻っていただきまして、「その他」でございますけれども、滋賀県防災計画の参考編には、災害対策に係る条例、要綱、応援協定等、取りまとめてございましたけれども、今ほど申し上げました災害時応援協定が、かなり増えているということもございますので、「災害時応援協定編」というものを別葉にさせていただきますして作成をするものでございます。内容につきましては膨大な量になりますので、本日の会議におきましては資料を省略させていただきます。

また、組織改変等に伴い名称変更されるところがございますけれども、こうした単純な名称変更等の軽微な修正につきましては、事務局一任としてご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

以上で、地域防災計画修正案のうち、風水害対策編、震災対策編、事故災害対策編の修正案概要の説明について終わらせていただきます。

(説明員交代)

原子力災害対策編の主な修正につきまして説明させていただきます。

資料1の3ページをお願いいたします。

趣旨でございますように、今回の修正は、国の原子力災害対策指針の改正、本県での訓練の結果を踏まえた修正とさせていただいております。修正にあたりましては、当会議の委員でもございませぬ、谷口委員、牧委員、八木委員などに入っております県の原子力防災専門会議というのがございまして、そちらで、ご意見、ご助言を頂きながら、また、県民の方の意見も踏まえて修正をしております。

主な修正項目は5項目ございます。まず1の指針の改正の反映ということでございまして、(1)旧PPAにおける防護対策について、でございます。平成27年4月の指針の改正によりまして、事前対策を準備しておくゾーンの考え方があったのですが、UPZ圏外におけるPPAの概念というものが削除されました。そして屋内退避で退避ということになりましたので、県の計画におきましても指針に準拠しまして、UPZ圏外における防護対策は、基本、屋内退避といった形に改めております。

併せまして、このことを各市町との情報連絡体制のなかに屋内退避指示の伝達といったものもしっかりと位置付けることといたしております。

それから、大きな2点目は、放射性物質大気中拡散予測SPEEDIというものですけれども、これの記述の削除ということでございます。これも平成27年4月の指針の改正によりまして、予測的手法をもって避難および一時移転といった防災対策の判断根拠としない、こういった考え方が示されました。県の計画におきましても、避難等の判断にあたっては、SPEEDI等の活用をするといったところを削除しまして、被害の状況や緊急時モニタリング結果、それから気象情報等から判断を行うように改めます。

この点につきましては、お手元に資料は用意させていただいていないのですが、去る3月11日に国の原子力関係閣僚会議というものがございまして、自治体が地域防災計画で避難計画の具体化・充実化にあたって拡散計算を活用できると、こういった考え方を示されました。そしてまた、その後、原子力規制委員会が、3月16日に予測的な手法を緊急時の防護対策には活用しないといったことを改めて示されたということでございます。

本県も今説明させていただきました修正の考え方を整理しますと、SPEEDIというシステム

そのものをございませので、県も国も関連機器を撤去しておりますので、その文言は削除させていただきます。そして先ほど説明しましたように、避難、誘導そのものには拡散計算は活用しないということで修正させていただいております。

なお、モニタリング等を充実するために、拡散計算の情報が活用できる環境になればそういったものも活用すると、ここの部分の文言は残した状態にしております。

続きまして、裏面、4ページをお願いいたします。

4ページ、大きな2番は、「原子力防災訓練の検証結果の反映」ということで、一つ目は、「発電所ごとのUPZの設定」ということでございます。

スクリーンを見ていただきたいのですが、今の計画では、敦賀、美浜、大飯、高浜のすべての発電所を対象とするUPZを設定しております。この赤い線が各発電所から30kmの距離を示すものでございます。このすべての発電所からの重なっている部分を緑色で県のUPZと示しておりますが、これをそれぞれの発電所ごとに設定をし直すということでございます。

今見ていただいておりますのは、敦賀発電所からのUPZということで、先ほどより少し範囲を狭めております。それから、次は、美浜の発電所にかかるUPZでございます。それから、今見ていただいておりますのが、大飯発電所からのUPZでございます。最後に高浜の発電所にかかるUPZでございます。このように、発電所ごとに地域が異なりますので、それを明確にしまして、避難の準備、実行にあたって、状況に応じて対応するというでこういった整理をさせていただきます。

それから、2の(2)は、「避難中継所運営本部の設置」でございます。避難中継所では、避難者の受け入れ、スクリーニング、避難所への送り出し、こういった一連の対応が必要でございます。そういうことから、防災部局と医療部局が連携をいたしまして、県、市、消防、警察による避難中継所の運営本部を設置することを計画の中で明確にしております。

最後は、3の「原子力事業者との連携強化」でございます。これにつきましては、原子力事業者等との連携体制の一環といたしまして、警戒事態の環境放射性モニタリング、それから、緊急時モニタリングにおける原子力事業者との連携に係る部分を計画の中にもしっかりと位置付ける改正をしております。

資料5-1をお願いいたします。

詳細は省略させていただきますが、まず「第1章 総則」、それから「第2章 災害事前対策」、ここのところでは先ほど申しましたPPAの概念を削除するといったことと、発電所ごとのUPZを位置付けるといった改正をしております。

それから、「第3章 緊急事態応急対策」のところでは、原子力事業者との連携を追記、それとSPEEDIといった文言を削除するといった内容、避難中継所の運営本部を設置するといった内容の改正をしております。

それから資料5-1裏面になりますけれども、別表といった部分で、先ほど申しました原子力発電所ごとのUPZということで、地域の名称を入れた表を作成しております。

「その他」、一番最後のところですが、各機関の組織改編等に伴う修正、その他適切な表現への見直しをさせていただいた部分がございまして、詳細については説明を省略させていただきます。以上でございます。

議長 三日月知事

ただいま事務局からご説明のありました滋賀県地域防災計画の修正について、ご意見ならびにご質問等ございましたらお願いします。

委員 滋賀県消防長会

1点お願いします。原子力災害対策編のところ、避難中継所運営本部を設置して、消防、警察など連携すると書かれています。これにつきましては、具体的にどのような運営を行い、また、どのような効果が見込まれているのかお聞かせをいただけたらありがたいと思います。

事務局

ただいまの原子力災害時の避難中継所の運営本部でございますが、これまで避難が必要になった場合に、スクリーニングというものを行う場合に、医療部局が中心となって運営をしておりました。しかし、先ほど申しましたように、たくさんの方が避難中継所に移動して来られ、そしてスクリーニングを管理して、それからそのあとまた避難先へ送り出す。こういった一連の作業をスムーズに行う必要がございます。こういったことから、県、市、消防、警察を交えた避難中継所運営本部を設置します。

効果でございますけれども、その機能として、通信連絡、住民の誘導、交通の誘導、緊急被ばく医療等を司るのですけれども、この中継所に本部を置くことによりまして、避難中継所への交通集中の解消、スクリーニングの順番待ちをされている方の解消・スムーズな運用、そして円滑な避難行動を取れるように避難先へ送り出すといったこと。また、避難行動中に気分が悪くなられた方といった方も出られますので、そういった場合に消防さんとの連携等がありまして、迅速に対処ができるといった面がございます。こういった効果を考えております。

議長 三日月知事

それでは、今ご説明もあり、またご質問に基づき追加説明もございましたこの滋賀県地域防災計画の修正を事務局案のとおりすることについてお諮りいたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

それではご異議ないものと認めさせていただき、滋賀県地域防災計画の修正につきましては事務局案のとおり承認させていただくことといたします。ありがとうございました。

4 報告事項

議長 三日月知事

次に、報告事項に入らせていただきます。

一つ目、「平成28年度滋賀県危機管理センター研修・交流プログラムについて」、二つ目、「平成28年度滋賀県総合防災訓練について」、それぞれ事務局からお願いをいたします。

事務局

それでは、報告事項2点についてご説明をさせていただきたいと思います。

お手元の資料6でございますが、報告事項資料ということで、(1)「平成28年滋賀県危機管理センター研修・交流プログラム」、それから(2)の防災訓練についてということで、これに基づきまして説明をさせていただきます。

本県におけます危機管理機能の拠点となる危機管理センターにつきましては、先ほども話ございましたが、1月15日に運用開始したところでございます。開所いたしまして3カ月を経過いたしましたところでございますけれども、本日まで3000名余の来場者を数えているところでございます。

本日は、公の施設としての活用を含め、危機管理センターの本格運用を来月に控えまして、地域防災力のさらなる向上を図るため、センターにおいて実施いたします研修・交流事業など、平常時の利活用の具体的な方針となります危機管理センター研修・交流プログラムにつきまして策定をさせていただきましたので、その内容についてご説明をさせていただきます。

最初に、同プログラムを策定に至る背景と経過について、でございます。スクリーンの方をご覧くださいと思います。

危機管理センターを整備するにあたりまして、地震等の自然災害をはじめとするテロや原子力災害、新型インフルエンザ等、さまざまな危機事案に迅速・的確に対応するため、平成23年度から平成26年度までを計画期間といたします滋賀県基本構想の「(8) みんなで命と暮らしを守る安全・安心プロジェクト」に、危機管理センターの整備計画の具体化が明記をされまして、平成24年3月に危機管理センター基本計画を策定したところでございます。

この計画の基本理念でございますが、地震等の自然災害をはじめとするさまざまな危機事案に関して、迅速・的確に対応するとともに、自助・共助による地域防災力の向上を図るため、危機管理機能の拠点となる危機管理センターの整備に関する基本計画を策定するものとし、その基本理念を具体化するため、災害に対する本部機能と防災情報機能の充実によります危機管理機能の強化、それと、研修・交流機能の充実による地域防災力の向上を二つの基本方針としたところでございます。

このうち、研修交流機能を具現化するため、庁内関係課で構成いたします危機管理センター研修・交流プログラム検討ワーキンググループを設置いたしますとともに、基本計画の策定にもご協力いただきました外部有識者の方々を中心に、研修・交流事業検討委員会を設置いたしまして、その具体的なガイドラインになるセンター研修・交流プログラム案を昨年度作成いたしました。この後、本年度におきまして、当局はもとより、研修等を実施する庁内各課を含めた予算編成作業を通じまして、平成28年度実施予定の研修・交流事業を網羅いたしました研修・交流プログラムを策定させていただいたところでございます。それがお手元の資料でございます。

それでは、この資料をおめくりいただきまして、裏面の「はじめに」の部分をご覧くださいと思います。ここに当プログラムが目指すところを掲げさせていただいております。

二つ目のパラグラフの2行目。「県が取り組んでいる危機事案に対する行政の危機対応力はもとより、地域住民やコミュニティの対応力を高める機能を備えるとともに、生活全体の中に浸透し、生活に根ざした防災、いわば生活をまるごと防災として捉える『生活防災』の考えを広く浸透させ」となっておりまして、最後のパラグラフの部分で、危機管理センターにおいて、県と市町、さらには防災関係機関や県民自身がそれぞれの役割分担のもと、自助・共助による危機対応力が県内各地に広がりますよう、地域コミュニティ機能の向上と生活防災の浸透につながる効果的な研修・交流事業を行うものとしたところでございます。

次に研修機能でございます。資料の1ページをご覧くださいと思います。

(1)の「危機対応力を高める」の部分でございますけれども、県内で発生が危惧されるさまざま

まな種類の危機事案の性質を知ったうえで、どのような危機対応が必要となるのかを把握し、県全体で危機対応力を高めるため、防災危機管理局をはじめ県庁内各所属が主催する研修はもとより、関係団体が実施する危機対応に関するさまざまな研修等の実施場所として危機管理センターを活用していきます。

なお、その中身につきましては、2ページ、3ページに一覧表を掲げさせていただいております。県の施設もごございますけれども、県社協さんであるとか、日赤滋賀県支部さんであるとか、そういった団体の方にも入っていただくというような形になってございまして、その中身につきましては、資料の4ページから61ページにかけまして、具体的にそれぞれの研修の内容を網羅させていただいているところでございます。それぞれ説明すると時間がかかってしまいますので省略させていただきますけれども、またご覧いただければと思います。

それから、もう一度1ページに戻っていただきたいのですが、2点目の「生活防災の視点による取組を県内に広げる」部分でございまして、被災経験者や地域における言い伝えなど、先人の知恵を生かした生活防災の取組事例を発掘することや、地域における防災力の程度を知ることや、地域の特性に応じた対策を議論する取り組みにつながる研修等を実施することを検討いたします。

さらに「情報を得る力」は「生きる力」につながるものでありまして、各種研修を実施する前段階や危機管理センター見学ツアーなどの機会を捉え、現在、県のホームページ上に有するさまざまなコンテンツを紹介いたしまして、災害時にそれらの情報が活用できることを目的とした「防災情報リテラシー研修」の実施も予定しているところでございます。

次に交流機能でございまして、62ページをご覧いただきたいと思っております。まず一つ目、「プラットフォームづくりに向けたスペースの提供」の部分でございまして、

団体や個人が研修や、気軽に防災について語り合うイベントを定期的で開催いたします。「防災カフェ」等の機会を通じて、出会い、交流ができる場を提供いたします。

また、関連書籍の貸出しやDVD等、研修教材を貸出しするなど、危機対応に関する情報等を集積することで、県内の多様な主体が集う「危機事案への対応を視野に入れたプラットフォーム」となることを目指したスペースを提供いたします。つまり、危機管理センターに来ればあらゆる情報がそろうというようなスペースを提供したいということでございます。

2点目は、「地域防災アドバイザー」の部分でございまして、地域で先進的な防災活動に取り組んでいる方を「地域防災アドバイザー」として認定いたしまして、希望する市町や、自主防災組織に紹介することで、自主防災組織の育成・活性化の支援・助言等を行い、この事業を通じて地域防災力の一層の向上を目指していきます。これにつきましては、今年度から9名認定をさせていただきまして、来年度につきましても、今年度中に3名認定をさせていただいて、来年度12名体制でいきたいと考えてございます。

3番でございまして、これは仮称でございまして、「生活防災サポーター」について、でございます。琵琶湖博物館の「フィールドレポーター制度」であるとか、「はしかけ制度」を参考に、生活防災の考え方に共感し、危機管理センターとともに活動を進めていこうとする方々を「生活防災サポーター」といたしまして、自主的な取り組みを、危機管理センターを活用することで支援しまして、生活防災の考えに立った活動を目指すものでございます。

研修・交流プログラムにおける推進体制の一側面として機能することが期待できることから、次年度以後、導入に向けた研究をしていきたいという考えでございまして、

続きまして、63ページをご覧くださいと思います。

まず「(1) 常設展示」について、でございますが、先ほども少し触れましたけれども、県が提供いたしますホームページには「防災ポータル」というコンテンツ、アクセスするだけで生活防災に関する情報や滋賀の災害史、地震被害想定、あるいは土木防災情報システムや各種防災情報マップなどを閲覧して活用できる状況になってございます。

80インチの大型モニターをエントランスホールに設置をさせていただいておりますけれども、これをもって県のホームページに接する機会を提供したいと思っております。

「(2) 生活防災に役立つ情報の展示」について、でございますが、生活防災力の向上に役立つ方策の一例といたしまして、滋賀県では「手作りかまどベンチ」が効果的であるということでございますので、これを紹介する展示であるとか、避難所のスペースを疑似体験することができるような展示、あるいは時節に応じた情報をパネルで提供するというようなことで、危機事案に対する意識の高揚を図ってまいります。

「(3) みんなで作る展示コーナー」について、でございます。県内には活発な防災活動に取り組んでおられる自治防災組織等がございますので、そこで行われている活動状況等につきまして各団体が作成いたしましたポスターを展示することで、自らの活動を他の団体に発信し、先進事例として生かしていただくため、参加型展示コーナーを設けております。

これらの交流機能および展示機能につきましては、67ページから85ページにかけての参考資料といたしまして、エントランスロビーの現況写真を添付しておりますのでご覧ください。中身につきましては、この館の1階のほうで設置しておりますので、またご覧いただければと思います。

最後に推進体制でございます。66ページをご覧くださいと思います。

「(1) 推進体制のあり方」について、でございますけれども、今後の県内の地域防災力の広がりを目指すためにも、県と市町、防災関係機関、県民自身が、それぞれ役割分担のもと使命を果たす必要があると考えてございます。

また、防災減災に関わるボランティアやNPO、障害者団体等は危機対応に関する知識やノウハウを伝え、県民の危機対応能力を高めたり、危機事案発生後に被災地における救援活動や被災地の復旧を支援する活動を行うことができる重要な存在であり、こうした当事者団体を含む多様な主体の参画を得ることでプログラムの実効性を高めていくうえでの検討を進めます。

また、外部有識者等からなる（仮称）危機管理センター研修交流事業推進協議会を設置いたしまして、定期的に運営内容を評価・検証することで、PDCAサイクルを展開し、効果的な事業推進を目指します。

「(2) 県民の参画による協働」について、でございますが、「生活防災」をコンセプトとして、地域における特徴的な取り組みを語り合う「生活防災サミット」といったイベント等を、イベントボランティア等の主導のもと開催することは、平常時にできる災害対応時のボランティアコーディネーターの訓練や、参加者どうしの顔の見える関係づくりにつながるものであります。（仮称）生活防災サポーターとの連携のもとで推進体制の一助となることから、次年度以降導入に向けた研究を行ってまいりたいと考えてございます。

以上のような内容で平成28年度は研修・交流事業を展開したいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから続きまして、報告事項の(2) 総合防災訓練でございます。

平成28年度の滋賀県総合防災訓練の実施概要（案）でございます。日時は、9月11日（日）の午

前7時から午前11時30分。開催地域は、彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町で、主会場につきましては、彦根市の荒神山公園の方で総合閉会式についても行うというふうに考えてございます。

新年度になりましたら、彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町、彦根市消防本部および県で実行委員会を立ち上げまして、4月から8月の間に訓練担当者会議、訓練関係機関会議を数回行い、訓練実施に向けた準備を進めていきたいと考えてございます。

本日お越しいただいております各機関の皆さま方におかれましても、今後、訓練参加等、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

報告事項2点、以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 三日月知事

はい、報告事項といたしまして、当危機管理センターの研修・交流プログラムについて、また、平成28年度、9月11日に行います滋賀県総合防災訓練の概要について事務局から報告がございました。何かご質問等ございますでしょうか。

委員 滋賀県消防長会

62ページの交流機能についての「(2) 地域防災アドバイザー」のところですが、『地域防災アドバイザー』に認定し」となっているのですけれども、認定基準的なものが何かありますでしょうか。

事務局

基本的には市町からそういう活動していただいている方をご推薦いただくということで、個別の基準という、そういったものを設けているわけではございません。

議長 三日月知事

その他、ございますでしょうか。

(質問なし)

それではご質問もないようでございますので、報告事項につきましてはこれで終了させていただきます。

本日の議題は以上でございますが、何かこの機会に全体を通じ、その他のことも通じ、ご意見・ご質問等がございましたらお受けしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

委員 滋賀県総合政策部 IT統括監

少しお時間を頂戴いたしまして、「しらがメール」のご案内をさせていただきます。失礼いたします。

皆さんお手元に、「しらがメール」のちらしが入っていると思います。こちらの方でございませぬが、既にご存じの方も、また登録されておられます方もいらっしゃるかと思いますが、この機会を通じまして、この「しらがメール」をご案内させていただきます。

この「しらがメール」でございませぬが、県内で発生いたします地震情報などの各種防災情報に加えまして、防犯情報なども配信しております登録型のメール配信サービスでございませぬ。「しらがメール」に登録いただきますと、指定した地域の気象警報や注意情報、また河川水位情報など

の情報が、どこにいても、迅速に入手できます。

各携帯電話会社から配信していただきます緊急速報メール、いわゆるエリアメールでございますが、このエリアメールは、その対象エリアにいらっしゃる方、この利用者限定での配信でございますが、「しらがメール」は、県内県外を問わず、登録していただきますと、どこからでも滋賀の情報が入手できるということでございまして、例えば、ご出張されますときとか、単身赴任で県外に行かれる方の場合でも、滋賀の情報が入ってきますので、安心していただけるかと思っておりますので、ぜひこの「しらがメール」に皆さま方の職員さんにも、周りの方にも入っていただきまして、日々の防災活動にご活用いただきますとともに、登録・活用していただけますよう呼びかけをよろしくお願ひしたいと思ひます。

どうもお時間を頂戴いたしましてありがとうございます。

議長 三日月知事

はい、「しらがメール」のご案内でございました。

他に何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして、本日の議事を終了させていただきます。